

日本公認会計士協会会則

制 定 昭和41年12月1日
最終改正日 平成18年12月11日

目 次

- 第1章 総 則
- 第2章 登録及び入会
 - 第1節 登 録
 - 第2節 登録審査会
 - 第3節 資格審査会
 - 第4節 入会及び退会
 - 第5節 会員及び準会員の権利義務
- 第3章 職業規範の遵守
 - 第1節 倫 理
 - 第2節 倫理委員会、品質管理基準委員会及び監査基準委員会
 - 第3節 懲 戒
 - 第4節 綱紀審査会
 - 第5節 不服審査会
 - 第6節 紛議調停委員会
 - 第7節 監 督
- 第4章 組 織
 - 第1節 総 会
 - 第2節 役 員
 - 第3節 委員会
 - 第4節 支 部
- 第5章 研 修
- 第6章 品質管理のレビュー
- 第7章 上場会社監査事務所の登録
- 第8章 監査業務の審査
- 第9章 後進育成
 - 第1節 実務補習
 - 第2節 修了考査
 - 第3節 会計士補会
- 第10章 会費及び会計
 - 第1節 入会金、施設負担金及び会費
 - 第2節 会計及び資産
- 第11章 リサーチ・センター及び事務局
 - 第1節 リサーチ・センター
 - 第2節 事務局
- 附 則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、日本公認会計士協会と称する。

(目的)

第2条 本会は、公認会計士の使命及び職責にかんがみ、その品位を保持し、公認会計士法第2条第1項の業務(以下「監査業務」という。)その他の公認会計士業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する事務を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。
- 二 公認会計士業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。
- 三 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。
- 四 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。
- 五 前2号のほか、公認会計士制度及び公認会計士の業務(租税に関するものを含む。)について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。
- 六 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。
- 七 公認会計士の業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。
- 八 会員の業務に関する紛議につき、調停を行うこと。
- 九 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。
- 十 公認会計士、会計士補及び外国公認会計士の登録に関する事務を行うこと。
- 十一 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(組織)

第4条 本会は、公認会計士法(以下「法」という。)第43条第1項の規定に基づき設立する法人とする。

2 本会は、公認会計士、外国公認会計士及び監査法人を会員とする。

3 本会は、次の者を準会員とする。

- 一 公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者
- 二 会計士補
- 三 会計士補となる資格を有する者
- 四 公認会計士試験に合格した者(第一号に該当する者を除く。)

(事務所所在地)

第5条 本会は、事務所を東京都千代田区に置く。

(会則の制定、改廃)

第6条 会則は、総会において出席した会員及び準会員(第4条第3項第二号の準会員に限る。)の3分の2以上の同意を得なければ制定し、又は変更することができない。

(規則等の制定、改廃)

第7条 本会は、この会則の規定に基づいて、必要な措置を行うため、規則及び細則を定める。

2 規則は、総会の決議により、これを制定し、変更し、又は廃止する。

3 細則は、会長が理事会の議を経て、これを制定し、変更し、又は廃止する。

(会員登録名簿)

第8条 本会に、会員登録名簿及び準会員登録名簿(以下「会員登録名簿」という。)を備える。

2 会員登録名簿には、その氏名、名称、住所及び事務所の所在地並びに登録番号、その他本会が必要と認めた事項を記載し、かつ、これらの異動に関する事項を記載する。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第3項第一号、第三号及び第四号の準会員の会員登録名簿の記載事項は、細則をもって定める。

(会員に対する通知、催告)

第9条 会員及び準会員に対する通知、催告又は書類の送達は、会員登録名簿に記載されている事務所又は住所に宛ててするをもって足りる。

2 前項の通知、催告又は書類の送達は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(情報の保護)

第10条 本会は、情報化社会における情報保護の重要性にかんがみ、本会が保有する情報(会員及び準会員の個人情報並びにその他個人情報を含む。)を適正に取り扱い、社会の信頼の維持向上に努めるとともに、個人の権利利益の保護に努めるものとする。

2 本会は、情報保護に対する取組方針をあらかじめ分かりやすく説明することの重要性にかんがみ、情報セキュリティ基本方針及び個人情報保護方針を策定し、これを公表する。

3 前2項の目的を達成するために必要な事項は、細則をもってこれを定める。

第2章 登録及び入会

第1節 登録

(公認会計士等名簿)

第11条 本会に公認会計士名簿、会計士補名簿及び外国公認会計士名簿を備える。

(登録の申請)

第12条 法第17条の規定により公認会計士又は会計士補の登録を受けようとする者、又は法第16条の2の規定により外国公認会計士の登録を受けようとする者は、登録申請書を本会に提出しなければならない。

2 前項の登録申請書には、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士となる資格を有することを証する書類を添付しなければならない。

(登録の受理又は拒否)

第13条 前条第1項の規定による登録申請書の提出があった場合において、登録申請者が公認会計士、会計士補又は外国公認会計士となることができる者であると認めるときは、本会は遅滞なくその名簿に登録を行う。

2 登録申請者が公認会計士、会計士補又は外国公認会計士となることができない者であると認めるときは、本会は第25条に規定する資格審査会の決議に基づいて、登録を拒否する。

3 前項の規定により登録を拒否するときは、その理由を附記した書面によりその旨を当該申請者に通知する。

(変更登録)

第14条 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士は、登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに本会に対し変更の登録の申請をしなければならない。

(登録の抹消)

第15条 公認会計士又は会計士補が法第21条の各号のいずれかに該当する場合又は外国公認会計士が法第16条の2第5項の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を抹消する。

2 前項の規定にかかわらず、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士が法の懲戒の手續に付された場合においては、法第21条の3の規定に基づき、その手續が終了するまでは、法第21条第1項第一号又は法第16条の2第5項第一号(法第21条第1項第一号の規定に係る場合に限る。)の規定による当該公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の抹消は行わない。

3 第1項の規定にかかわらず、本会の会員(監査法人を除く。)又は準会員(第4条第3項第二号の準会員に限る。)が、法令、会則及び規則違反事実の有無に関して第52条に定める綱紀審査会又は第138条第2項に定める監査業務審査会の調査又は審議に付された場合においては、その手續が終了するまでは、法第21条第1項第一号又は法第16条の2第5項第一号(法第21条第1項第一号の規定に係る場合に限る。)の規定による登録の抹消の手續を留保する。

(手数料の納付)

第16条 公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録に関しては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額の手数料を登録申請書に添えて本会に納付しなければならない。

一 開業登録

公認会計士及び外国公認会計士 無料

会計士補 1万円

二 変更登録

公認会計士及び外国公認会計士 3,000円

会計士補 2,000円

2 前項にかかわらず、次の各号に該当する場合は、手数料の納付を要しない。

一 変更登録において、変更事項のすべてが法令（住居表示変更、市町村合併等）に基づく場合

二 会計士補の開業登録において、開業登録申請書とともに入会申込書の提出があり、入会を承認された場合

3 本会は、登録の拒否を決定したとき又は登録の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る手数料を返還する。

（登録及び登録抹消の公告）

第17条 本会は、公認会計士、会計士補又は外国公認会計士をその名簿に登録したとき及び登録を抹消したときは、その旨及び登録を抹消した場合には、その事由を官報をもって公告する。

（登録の細目）

第18条 この会則に定めるもののほか、登録の事務手続その他登録に関して必要な事項は、細則をもって定める。

第2節 登録審査会

（設置及び職務）

第19条 本会に登録審査会を置く。

2 登録審査会は、登録申請者の登録に関し、必要な審査を行うものとする。

3 前項に規定するもののほか、登録審査会は、準会員の入会の承認及び拒否に関し、必要な審査を行うものとする。

（組織）

第20条 登録審査会は、本会の会長並びに会長が委員として指名する副会長、常務理事、理事各1名及び会員若干名をもって組織する。

2 登録審査会の会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 第1項において指名された副会長は、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（任期）

第21条 登録審査会の委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（決議）

第22条 登録審査会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 登録審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 登録審査会の議事は、公開しない。

（秘密を守る義務）

第23条 登録審査会の委員は、職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。

（細則）

第24条 この会則に定めるもののほか、登録審査会の運営に関し必要な事項は、細則をもって定める。

第3節 資格審査会

第25条 本会に資格審査会を置く。

2 資格審査会は、本会の請求により公認会計士、会計士補又は外国公認会計士の登録の拒否及び登録の抹消につき必要な審査を行うものとする。

(組織)

第26条 資格審査会は、会長及び委員4名をもって組織する。

2 資格審査会の会長は、本会の会長をもってこれに充てる。

3 資格審査会の委員は、会長が、金融庁長官の承認を受けて、本会の会員である委員2名、公認会計士に係る行政事務に従事する金融庁職員である委員1名及び学識経験者である委員1名を委嘱する。

(任期)

第27条 資格審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会則の準用)

第28条 第22条(決議)、第23条(秘密を守る義務)の規定は、資格審査会について準用する。

第4節 入会及び退会

(会員の入会)

第29条 公認会計士名簿に登録を受けた者、外国公認会計士名簿に登録を受けた者及び設立の登記をした監査法人は、当然、本会に入会し、会員となる。

2 前項により入会する公認会計士及び外国公認会計士は、本会所定の入会届出書正副2通に、写真を添えて、本会に提出しなければならない。

3 第1項により入会する監査法人は、本会所定の入会届出書正副2通に、定款、金融庁長官に届け出た書面の写し及び登記簿謄本を添えて、本会に提出しなければならない。

4 第2項により入会した会員には、会員章を交付する。会員章に関する事項については、細則をもって定める。

(準会員の入会)

第30条 第4条第3項各号に掲げる者は、準会員として入会することができる。

2 前項により本会に入会しようとする者は、本会所定の入会申込書正副2通に、写真を添えて、本会に提出しなければならない。

3 準会員の入会の承認、拒否その他必要な事項は、細則をもって定める。

4 入会を拒否された者に対する入会申込に関する書類は、返還しない。

5 第3項により入会を承認された者(第4条第3項第二号の準会員に限る。)には、準会員章を交付する。準会員章に関する事項については、前条第4項に規定する細則を準用する。

(退会)

第31条 会員は、次の事由があるときは、当然、本会を退会する。

一 公認会計士が法第21条の各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

二 外国公認会計士が法第16条の2第5項の各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

三 監査法人が法第34条の18第1項の各号のいずれか、又は第2項に該当し、解散したとき。

2 準会員は、次の事由により本会を退会する。

一 第4条第3項第二号の準会員である会計士補が法第21条第1項各号のいずれかに該当し、その登録を抹消されたとき。

二 第4条第3項第一号、第三号及び第四号の準会員が法第21条第1項第二号又は第三号に準じるものと認められるとき。

三 第50条第2項の除名処分を受けたとき。

四 退会を申出たとき。

五 法第13条の2に該当し、公認会計士試験の合格が取り消されたとき。

3 前項第四号により退会を申出る場合は、理由を附した退会届正副2通を本会に提出しなければならない。

らない。

- 4 会員及び準会員が退会したときは、本会に対して財産上、何等の請求をすることができない。
- 5 第2項第二号及び第四号の規定にかかわらず、準会員（第4条第3項第二号の準会員を除く。）が、法令、会則及び規則違反事実の有無に関して第52条に定める綱紀審査会又は第138条第2項に定める監査業務審査会の調査又は審議に付された場合においては、その手続が終了するまでは、退会の手続を留保する。

第5節 会員及び準会員の権利義務

（総会の表決権）

第32条 会員及び準会員（第4条第3項第二号の準会員に限る。）は、総会に出席して表決をする権利を有する。

（役員の選挙権及び被選挙権）

第33条 会員は、この会則に特段の定めがある場合を除き、本会の役員の選挙権及び被選挙権を有する。

（意見具申権）

第34条 会員及び準会員（第4条第3項第二号の準会員に限る。）は、本会の目的に関する事項につき会長に対し書面をもって意見を具申し、又は建言することができる。

（監査法人に対する権利の制限）

第35条 監査法人である会員は、総会の表決権、役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

（準会員に対する権利の制限）

第36条 準会員は、役員の選挙権及び被選挙権を有しない。

（変更届け出の義務）

第37条 会員及び準会員は、会員登録名簿記載事項に変更があったときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

- 2 監査法人は、定款変更（社員の住所の変更に係るものを除く。）、合併又は解散し、金融庁長官に届け出たときは、遅滞なく本会に届け出なければならない。

（秘密を守る義務）

第38条 会員が役員又は委員その他の役職に就任したときは、その職務に関し知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。会員が役員又は委員その他の役職でなくなった後であっても同様とする。

（会則及び規則の遵守義務）

第39条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則によって課せられるすべての義務を負う。

第3章 職業規範の遵守

第1節 倫理

（使命の自覚）

第40条 会員及び準会員は、公認会計士の使命が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

（職責の基準）

第41条 会員及び準会員は、公認会計士業務の改善進歩と監査業務の正常な発展を図り、常に関係法令及び職業的専門家としての基準等を遵守し、かつ、職業倫理の昂揚に努めるとともに公正かつ誠実に職責を果たさなければならない。

（品位の保持）

第42条 会員及び準会員は、常に品位を保持し、その知識及び技能の修得に努め、いやしくも公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行

為をしてはならない。

(会員及び準会員の遵守すべき倫理)

第43条 前3条に定めるもののほか、会員及び準会員の遵守すべき倫理に関する事項は、倫理規則をもって定める。

(監査意見の表明)

第44条 会員は、財務書類の監査業務を行うに際して、次の行為を行ってはならない。

- 一 故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして監査意見を表明すること。
- 二 相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして監査意見を表明すること。
- 三 十分かつ適切な証拠を入手しておらず、財務書類に対する意見表明のための合理的な基礎を得ていないにもかかわらず、監査意見を表明すること。

(会則等の遵守)

第45条 会員及び準会員は、本会の会則及び規則を守らなければならない。

(使用人等の監督)

第46条 会員及び準会員は、公認会計士業務に係るその使用人その他の従業者が業務に関して法令又はこの会則及び本会の倫理規則に違反する行為を行わないよう監督しなければならない。

第2節 倫理委員会、品質管理基準委員会及び監査基準委員会

(倫理委員会)

第47条 本会に倫理委員会を置く。

2 倫理委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 会長の諮問を受けて会員の職業倫理に関する規範を検討作成すること。
- 二 会員の職業倫理に関する規範の改訂を具申すること。
- 三 会員からの職業倫理上の相談に応じること。
- 四 職業倫理に関する規定の解釈を行うこと。
- 五 会員の職業倫理に資する事例その他の資料を提供すること。

3 倫理委員会の組織その他運営に必要な事項は、細則をもって定める。

4 第22条第3項(議事の非公開)、第23条(秘密を守る義務)、第80条(利害関係者の排除)、第139条第8項及び第9項(任期)の規定は、倫理委員会について準用する。

(品質管理基準委員会)

第48条 本会に品質管理基準委員会を置く。

2 品質管理基準委員会の職務は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 会長の諮問を受けて、事務所における品質管理に係る指針を検討作成すること。
- 二 事務所における品質管理に係る指針の改正を具申すること。
- 三 その他委員会の職務の遂行に必要な事項を行うこと。

3 品質管理基準委員会の組織、任期、その他運営に必要な事項は、細則をもって定める。

4 第22条第3項(議事の非公開)、第23条(秘密を守る義務)及び第80条(利害関係者の排除)の規定は、品質管理基準委員会について準用する。

(監査基準委員会)

第49条 本会に監査基準委員会を置く。

2 監査基準委員会は、会長の諮問を受け、公正な監査慣行を踏まえて監査の実務規範を検討作成及び研究調査すること並びに監査の実務規範及びこれに関連する分野(他の委員会が所掌する事項を除く。)に関し、必要に応じ会長に意見を具申することを職務とする。

3 監査基準委員会は、その目的を達成するため、付属機関を設けることができる。

4 監査基準委員会の組織、任期、所掌事項その他必要な事項は、細則をもって定める。

5 第22条第3項(議事の非公開)、第23条(秘密を守る義務)及び第80条(利害関係者の排除)の規定は、監査基準委員会について準用する。

第3節 懲戒

(会員及び準会員の懲戒)

第50条 会員及び準会員が次の各号のいずれかに該当したときは、会長は、その会員及び準会員を懲戒することができる。

- 一 会員及び準会員が法令によって処分を受けたとき。
- 二 会員及び準会員が監査業務その他の業務につき公認会計士又は会計士補の信用を傷つけるような行為をしたとき。
- 三 会員が財務書類の監査業務を行うに際して、第44条各号に掲げるいずれかの行為を行ったとき。
- 四 会員及び準会員が第70条の規定による報告をしないとき、質問に回答しないとき、又は勧告若しくは指示に従わないとき。
- 五 会員及び準会員が、1年以上会費(地域会費を含む。)を滞納し、かつ、催告を受けて、なお納付しないとき。
- 六 前各号のほか、会員及び準会員が会則及び規則に違反したとき。

2 懲戒の方法は、次の4種とする。ただし、第三号の懲戒は準会員に対するものとし、第四号の懲戒は会員及び第4条第3項第二号の準会員に対するものとする。

- 一 戒告
- 二 会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止
- 三 除名
- 四 金融庁長官の行う登録の抹消又は監査法人に対する解散命令その他の懲戒処分の請求

3 懲戒の処分は、会長が綱紀審査会の議に基づきこれを行う。ただし、第1項第五号に該当する会員及び準会員に対しては、綱紀審査会の議を経ることなく会長が理事会の議を経て次の各号に定める懲戒の処分を行う。

- 一 会員 前項第二号
- 二 準会員 前項第二号。ただし、同号による懲戒の処分の後、1年を経過しても、なお事態の改善がみられないときは、同項第三号

4 懲戒の処分は、第60条第1項に定める不服申立期間経過後に確定し、会長が処分決定を通知したときからその効力を有する。ただし、前項ただし書きの懲戒の処分については、会長が処分決定を通知したときからその効力を有する。

5 前項にかかわらず、第60条の不服申立があった場合には、第52条第2項第二号又は第56条第4項の報告を受けた会長が処分決定を通知したときからその効力を有する。

6 会長は、懲戒の処分をしたときは、細則に定めた事項を会報及び本会の事務所に公示する。

7 会長は、懲戒の処分をしたときは、細則に定めた事項を公表することができる。

8 第2項第二号により停止される権利は、次のとおりとする。

- 一 総会に出席して表決する権利
- 二 役員選挙権及び被選挙権
- 三 会長に意見具申又は建言する権利
- 四 本会の会議に出席する権利

9 第1項第五号に該当する会員及び準会員については、前項各号に加え、次に掲げる権利を停止する。

- 一 本会の施設を利用する権利
- 二 本会の福利厚生給付を受ける権利
- 三 業務に関する相談及び資料の提供を受ける権利

10 会長は、監査法人が、法令、会則及び規則違反事実の有無に関して第52条に定める綱紀審査会又は第138条第2項に定める監査業務審査会の調査又は審議に付されている場合において、当該監査法人が第31条第1項第三号に該当し退会したときは、退会後においても、なお本条に基づき懲戒することができる。

(継続的専門研修制度の義務不履行者に対する懲戒の特例)

第51条 前条第2項から第7項までの規定にかかわらず、会長は、会員(監査法人を除く。以下本条において同じ。)が、第116条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報

告しなかった場合において、継続的専門研修制度に関する規則の定めるところにより義務不履行者となったときは、理事会の議を経て次の各号に定める懲戒を行うことができる。

一 会報並びに継続的専門研修制度協議会が継続的専門研修制度に関し会員及び準会員に告知する細則に定める媒体に、義務不履行者として氏名、登録番号及び所属地域会を公表する。

二 会員が、第122条第3項各号のいずれかに該当する者と、監査契約を締結している場合又は監査契約を締結している監査法人の社員として関与している場合は、前号の公表に際して、監査責任者である旨及び当該会員が監査法人に所属する場合には監査法人の名称を追加する。

第4節 綱紀審査会

(設置及び職務)

第52条 本会に綱紀審査会を置く。

2 綱紀審査会の職務は次の各号に掲げる事項とする。

一 会員及び準会員の綱紀を保持肅正し、正確かつ衡平な処分を行うため、会長から審査要請があった事案に係る会員及び準会員(以下本章において「関係会員」という。)に係る法令、会則及び規則違反事実の有無を調査及び審議し、その処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること。

二 第56条第4項に基づき差し戻しとなった前号該当事案を調査及び審議し、処分内容等を決定し、これを関係会員に申し渡すとともに会長に報告すること。

三 綱紀に関する意見を会長に具申すること。

3 会則に定めるほか綱紀審査会の審査手続その他運営に必要な事項は、綱紀審査会規則をもって定める。

4 綱紀審査会は、会長の求めに応じ第2項第一号及び第二号の調査及び審議の経過を報告するものとし、当該報告を受けた会長はこれを第142条の監査業務モニター会議に報告するものとする。

(綱紀審査会の委員)

第53条 綱紀審査会は、委員7名をもって組織する。ただし、委員のうち2名以上は会員外の学識経験を有する者でなければならない。

2 綱紀審査会に予備委員を置く。予備委員には会員外の学識経験を有する者を含むものとする。

3 綱紀審査会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

4 綱紀審査会の委員及び予備委員は、次条の調査部会の調査員及び専門調査員、第57条の不服審査会の委員及び予備委員並びに第58条の不服審査会の調査員及び専門調査員を兼ねることはできない。

5 綱紀審査会に審査会長1名、副審査会長1名を置く。審査会長及び副審査会長は、委員の互選により決定する。

6 審査会長は綱紀審査会を掌理し、綱紀審査会を代表する。副審査会長は、審査会長に事故あるときはその職務を代行し、審査会長が欠けたときはその職務を行う。

7 理事会は、審査会長及び副審査会長について、その職務遂行が病気その他の事由により著しく困難であると認められた場合は、その交替を綱紀審査会に勧告することができる。

8 綱紀審査会は、委員総数の3分の2以上が出席しなければ開会できない。議決は、出席委員の過半数をもってする。

9 第22条第3項(議事の非公開)、第23条(秘密を守る義務)、第80条(利害関係者の排除)、第139条第8項及び第9項(任期)の規定は、綱紀審査会について準用する。

(調査部会)

第54条 綱紀審査会に調査部会を置く。

2 調査部会は、綱紀審査会の審査会長が会員(監査法人を除く。)のうちから指名し、会長が委嘱する調査員をもって組織する。審査会長は、調査員のうちから調査部会長及び副調査部会長若干名を指名し、会長が委嘱する。

3 調査部会長は、綱紀審査会の審査会長の指示を受け、副調査部会長と協議し、会長から審査要請のあった事案又は第56条第4項に基づき差し戻しとなった事案について、利害関係のない調査員をもって、関係会員の法令、会則及び規則違反事実の有無を調査及び審議し、処分内容等を審議し、綱紀審査会にその結論案を具申することを職務とする調査班を編成する。

- 4 調査員の任期は毎年8月1日から翌年7月31日までとし、再任は連続3期までとする。ただし、調査員が任期終了時に審議継続中の事案を担当している場合には、担当する事案の綱紀審査会における審査が終了する時までその任期を伸長することができる。
 - 5 綱紀審査会の審査会長は、審査の必要に応じ、助言を求めため会員又は会員外の学識経験を有する者を専門調査員として指名することができる。
 - 6 専門調査員の任期は、担当する事案の綱紀審査会における審査が終了する時までとする。ただし、当該事案につき、第60条の不服申立があったときは、当該事案の不服審査会における審査が終了する時までその任期を伸長する。
 - 7 調査部会の調査員は、綱紀審査会に出席し、担当する事案について意見を述べることができる。
 - 8 第23条（秘密を守る義務）の規定は、調査員及び専門調査員について準用する。
（綱紀審査会及びその調査班の調査権）
- 第55条 綱紀審査会及びその調査班は、関係会員に対し事情を聴取し、若しくは回答を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。
- 2 綱紀審査会及びその調査班が審査する事案について、監査業務審査会はその調査した内容及びその入手した資料を綱紀審査会に提供しなければならない。
 - 3 関係会員は、綱紀審査会の調査班の調査に協力しなければならない。ただし、その調査を受けるに当たり、綱紀審査会に届け出た2名以内の会員（監査法人を除く。）を補佐人として同席させることができる。
 - 4 関係会員は、綱紀審査会の審査に当たり補佐人のほか、綱紀審査会に届け出た弁護士等会員外の学識経験を有する者を補佐人として同席させることができる。ただし、補佐人及び弁護人の合計は2名を超えてはならない。
 - 5 第3項の補佐人は、綱紀審査会の委員、予備委員、調査員及び専門調査員並びに不服審査会の委員、予備委員、調査員及び専門調査員を兼ねることができない。
 - 6 第4項の弁護士は、綱紀審査会の委員、予備委員及び専門調査員並びに不服審査会の委員、予備委員及び専門調査員を兼ねることができない。

第5節 不服審査会

（設置及び職務）

第56条 本会に不服審査会を置く。

- 2 不服審査会の職務は次の各号に掲げる事項とする。
 - 一 会員及び準会員の権利を保障し、事案の公正な認定を担保するため、綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された関係会員からの不服申立について審査すること。
 - 二 不服審査に関する意見を会長に具申すること。
- 3 会則に定めるほか不服審査会の審査手続その他運営に必要な事項は、不服審査会規則をもって定める。
- 4 不服審査会は、審査の結果、関係会員からの不服申立の理由に正当性があり、かつ、綱紀審査会の結論に影響を与えると認めるときは、綱紀審査会に当該事案を差し戻し、これを認めないときは、当該不服申立を棄却する旨を会長に報告するものとする。
- 5 綱紀審査会は、前項により差し戻した不服審査会の結論を尊重しなければならない。
- 6 不服審査会は、会長の求めに応じ第2項第一号の審査の経過を報告するものとし、当該報告を受けた会長はこれを第142条の監査業務モニター会議に報告するものとする。

（不服審査会の委員）

第57条 不服審査会は、委員5名をもって組織する。ただし、委員のうち2名は会員外の学識経験を有する者でなければならない。

- 2 不服審査会に予備委員を置く。予備委員には会員外の学識経験を有する者を含むものとする。
- 3 不服審査会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。
- 4 不服審査会の委員及び予備委員は、次条の調査員及び専門調査員、第53条の綱紀審査会の委員及び予備委員並びに第54条の綱紀審査会の調査部会の調査員及び専門調査員を兼ねることはできない。
- 5 不服審査会に審査会長1名を置く。審査会長は、委員の互選により決定する。

- 6 審査会長は不服審査会を掌理し、不服審査会を代表する。審査会長に事故あるときはそのあらかじめ指名する委員が職務を代理する。
- 7 理事会は、審査会長について、その職務遂行が病気その他の事由により著しく困難であると認められた場合は、その交替を不服審査会に勧告することができる。
- 8 不服審査会は、委員総数の3分の2以上が出席しなければ開会できない。議決は、出席委員の過半数をもってする。
- 9 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）、第139条第8項及び第9項（任期）の規定は、不服審査会について準用する。

（調査員）

第58条 不服審査会に調査員を置く。

- 2 調査員は、不服審査会の指示を受け、不服申立のあった事項を調査することを職務とする。
- 3 調査員は、不服審査会の審査会長が審査事案に利害関係のない会員（監査法人を除く。）のうちから指名し、会長が委嘱する。
- 4 不服審査会の審査会長は、審査の必要に応じ、助言を求めるため会員又は会員外の学識経験を有する者を専門調査員として指名することができる。
- 5 調査員及び専門調査員の任期は、不服審査会の審査の結論が得られた時までとする。
- 6 調査員は、不服審査会に出席し、調査を担当する事案について意見を述べるることができる。
- 7 第23条（秘密を守る義務）の規定は、調査員及び専門調査員について準用する。

（不服審査会及びその調査員の調査権）

第59条 不服審査会及びその調査員は、事案審査に当たり、不服申立を行った関係会員、その補佐人及び弁護士並びに綱紀審査会委員及びその調査部会の調査員に対し事情を聴取し、若しくは回答を求め、又は関係資料の提出を求めることができる。

- 2 不服審査会が審査する事案について、綱紀審査会はその調査した内容及びその入手した資料を不服審査会に提供しなければならない。
- 3 不服申立を行った関係会員は、不服審査会及びその調査員の審査に協力しなければならない。ただし、その審査を受けるに当たり、綱紀審査会に届け出た補佐人及び弁護士を同席させることができる。
- 4 不服申立を行った関係会員、その補佐人及び弁護士並びに綱紀審査会委員及びその調査部会の調査員は、不服審査会に出席して意見を述べるることができる。ただし、補佐人及び弁護士の合計は2名を超えてはならない。

（不服申立の手續）

第60条 綱紀審査会から懲戒の処分内容を申し渡された関係会員は、次の事由がある場合に限り当該処分内容の申し渡しを受けた日から30日以内に不服申立書を不服審査会に提出することにより、審査を受けることができる。

- 一 綱紀審査会の結論に記載された事実認定に影響を与える新たな事実があり、それが結論に影響を与えるとき。
 - 二 綱紀審査会の結論に記載された理由判断に影響を与える新たな事実があり、それが結論に影響を与えるとき。
 - 三 綱紀審査会の手續に、結論に影響を与える規則等違反があるとき。
 - 四 綱紀審査会の結論に影響を与える重大な事実誤認があるとき。
- 2 不服申立書には、綱紀審査会の結論から不服を申し立てる部分を抜粋し、その理由を具体的に記載しなければならない。
 - 3 不服申立のできる期間を経過した後の、不服を申し立てる部分の追加は認めない。ただし、前項の不服申立の理由を補充する場合はこの限りでない。
 - 4 不服申立は、綱紀審査会の結論に記載された事案1件につき1関係会員1回に限りこれを認める。

第6節 紛議調停委員会

（設置及び職務）

第61条 本会に紛議調停委員会を置く。

2 紛議調停委員会は、会員又は当事者その他関係人の請求により、会員の業務に関する紛議につき、調停を行うものとする。

(組織)

第62条 紛議調停委員会は、委員7名をもって組織する。

2 紛議調停委員会の委員は、会長が本会の会員のうちから4名、学識経験者から3名を委嘱する。
3 紛議調停委員会には委員長1名を置く。委員長は、本会の会員である委員のうちから会長が委嘱する。

(調停の請求)

第63条 会員又は当事者その他関係人は、本会に対し会員の業務に関する紛議について調停を請求することができる。

2 前項の請求をするには、請求者は本会に対し、その紛議の事実を記載した文書を提出しなければならない。

3 本会は、前項の文書が提出されたときは、紛議調停委員会に対し、その紛議の調停を委嘱するものとする。

(調停に従う義務)

第64条 紛議の調停が成立したときは、当事者は調停の結果に従わなければならない。

(調停の報告)

第65条 紛議調停委員会は、調停が成立し、又は不調に終わったときは、その調停の経過の要領及び結果について文書をもって会長に報告しなければならない。

(不調の場合の措置)

第66条 会長は、紛議の調停が不調に終わったときは、会員又は当事者その他関係人の事情を勘案し、必要な措置を行う。

(審議の独立性)

第67条 紛議調停委員会の委員は、自己に特別の利害関係がある事件の審議及び議決に加わることができない。

(会則の準用)

第68条 第21条(任期)、第22条(決議)、第23条(秘密を守る義務)及び第81条第2項(議長の議決参加)の規定は、紛議調停委員会について準用する。

第7節 監督

(会員に対する一般的監督)

第69条 本会は、公認会計士の業務の適正な運営を図るため必要があるときは、会員及び準会員から報告を徴し、又はこれらの者に対して必要な勧告若しくは指示をすることができる。

(会員に対する個別的監督)

第70条 本会は、会員又は準会員につき、必要があると認めるときは、当該会員又は準会員から報告を徴し、又は質問をし、必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第4章 組織

第1節 総会

(総会の種類及び時期)

第71条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、事業年度終了後4か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

一 理事会の決議があったとき。

二 会員及び準会員(第4条第3項第二号の準会員に限る。以下本章において同じ。)の合計数の5分の1以上から理由及び議案を附して総会招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第72条 総会は、会長が招集する。

2 総会の招集通知は、会日の14日前に発しなければならない。

3 前条第3項により総会を招集する場合には、会長は、その決議又は請求のあったときから14日以内に招集の通知を発しなければならない。

4 会長が前項の期間内に総会招集の通知を発しないときは、決議関係者又は請求者が総会を招集することができる。この場合の費用は、本会の負担とする。

(招集通知)

第73条 総会の招集通知は、会員及び準会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的事項を記載した書面によりこれを行う。

(定足数)

第74条 総会は会員及び準会員の合計数の5分の1以上の出席がなければ開会できない。

2 前項により総会が成立しなかったときは、会長は、1か月以内に、再度総会の招集通知を発しなければならない。

3 第72条第2項及び前条の規定は、前項の通知について準用する。

(総会の審議事項)

第75条 総会においては、次の事項を審議決定する。

一 事業計画に関する事項

二 予算及び決算に関する事項

三 会則の変更、規則の制定、変更又は廃止に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、会則によって総会に附議することを要する事項又は理事会において総会に附議する必要があると認めた事項

2 総会においては、前項のほか、事業及び会務に関する報告を行う。

(総会の議事運営)

第76条 会長は、総会において仮議長となり、議長1名、副議長2名を出席会員のうちから任命する。

2 議長は、総会の秩序を保持し、議事を進行する。

(審議の制限)

第77条 総会においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を議決することができない。

(議案提案権)

第78条 会員及び準会員は、300名以上の会員及び準会員の同意を得て、定期総会に附議する事項を理事会に提案することができる。

2 前項の提案を行おうとする会員又は準会員は、提案事項、提案理由を記載した書面に会員及び準会員300名以上の同意の証を添付し、3月末日までに会長に提出するものとする。

3 前2項の提案があった場合、理事会は、第95条第八号に基づき、定期総会に附議すべき議案とするか否かを審議決定するものとする。

4 前項において、定期総会に附議すべき議案としなかった場合には、会長は、定期総会において第1項の提案があった旨及びその提案を定期総会に附議しなかった理由を説明するものとする。

(議決権)

第79条 総会における議決権は、会員及び準会員1人につき1個とする。

2 議決権を有する者で総会に出席することのできない者は、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否を表明した委任状をもって出席した会員又は準会員を代理人とし、その議決権を行使することができる。この場合は、委任状を本会に提出しなければならない。

3 前項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

4 第2項の場合において、本会に提出した委任状に代理人の指定のないものは、その人選を本会に委せたものとみなし、議案に対して賛否の表明がないものは、原案に対して賛成したものとみなす。

(利害関係者の排除)

第80条 総会の議決について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

(議決の方法)

第81条 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合のほか、出席した会員及び準会員の過半数をもって決する。

2 総会の議長は、会員として議決に加わることを妨げない。

(議事録)

第82条 総会の議事については、議事の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した会員2名がこれに署名押印して保存しなければならない。

第2節 役員

(役員)

第83条 本会に85名以内の役員を置く。

2 前項の役員のうち、1名を会長、7名以内を副会長、1名を専務理事、29名以内を常務理事、4名を監事とし、その他役員を理事とする。

(役員職務及び権限)

第84条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、かつ、理事会及び常務理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐するとともに、会長の定めるところにより本会会務を分掌するほか、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会務の執行に関し会長及び副会長を補佐するとともに、本会会務を総括的に掌握し、常務理事が分掌する会務の調整を行う。

4 専務理事は、リサーチ・センター研究員及び事務局の職員(地域会事務局の職員を含む。)を統轄する。

5 常務理事は、会長の定めるところにより、本会会務を分掌し、執行する。

6 理事は、会務の執行を監視するとともに、理事会において会務に関し質問し、又は意見を述べることができる。

7 理事は、常務理事会を傍聴することができる。

8 前2項のほか、理事はその10名以上の同意を得て、会長に対し理事会の議案を提出することができる。

9 監事は、会務の執行の法令等への準拠性、経済性、効率性及び有効性並びに本会の財務を監査し、これを定期総会に報告する。ただし、収支計算書及び財務諸表の監査については第164条第2項に定める会計監査人にこれを委任する。

10 監事は、理事会及び常務理事会に出席して、その職務に関し意見を述べるすることができる。

(役員選任)

第85条 役員は、別に定めがある場合を除き会員のうちから選挙によって選出し、再選を妨げない。

2 前項の選挙は、選挙管理委員会がこれを執行し役員選挙に関する事項は、役員選出規則をもって定める。

3 選挙の執行に関する経過及びその結果は、定期総会に報告する。

(会長の選任)

第86条 会長は、前条第1項の選挙によって選出された役員のうちから、推薦委員会の推薦を受け、かつ、前条第1項の選挙によって選出された役員、第87条第1項の役員等をもって構成する会議(以下「当選者会議」という。)においてその信任を得た者をもって充てる。

2 前項に定める推薦委員会の推薦又は当選者会議の信任を得られなかったときは、役員選出規則に定めるところにより、前条第1項の選挙によって選出された役員のうちから選挙管理委員会に届出のあった者を候補者とする会員による選挙をもって会長を選任する。

3 前条第1項にかかわらず、会長は連続して再任できないものとする。

4 推薦委員会の組織、推薦委員会における推薦の手續及び当選者会議における信任の手續その他必要な事項は、役員選出規則をもって定める。

5 会員は、300名以上の会員の同意を得て、会長の解任を理事会に請求することができる。この場合において会員は、会員300名以上の同意の証を添付の上、解任理由を記載した書面を理事会に提出するとともに、その写しを監事会に提出しなければならない。

6 前項の請求があったときは、理事会の議を経て、役員選出規則に定めるところにより会員に会長解任の可否を問うものとする。この場合において、解任を請求された会長は、理事会に弁明を記載

した書面を提出することができる。

7 理事会が前項の請求を否決したときは、理事会は第84条第2項に定める第一順位の副会長に総会において前項の請求があった旨及び理事会が否決した理由を報告させるものとする。

(副会長及び常務理事の選任)

第87条 第109条第一号の地域会の会長は、本会の役員となる。

2 副会長及び常務理事は、第85条第1項の選挙によって選出された役員及び前項の役員のうちから役員選出規則の定めるところにより選任する。

3 前項にかかわらず、第115条第4項の地域会会長会議の議長及び副議長は、本会の副会長となる。

(会長指名による常務理事、監事及び外部理事の選任)

第88条 第83条第2項の常務理事のうち2名は、会長が特に必要あると認めただ場合に、会長が会員のうちから指名し、理事会の議を経て選任するものとする。

2 第83条第2項の理事のうち2名は、会員外の学識経験を有する者のうちから、会長が理事会の議を経て選任するものとする。

3 監事は、役員選出規則の定めるところにより地域会の会長の連名による推薦を受け、総会の承認を得た者をもって充てる。ただし、監事のうち1名は、役員選出規則の定めるところにより会員外の学識経験を有する者のうちから、総会の承認を得て選任するものとする。

4 第38条の規定は、第2項の理事及び第3項ただし書きの監事に準用する。

(専務理事の任用)

第89条 専務理事は常勤とし、会員又は会員外の学識経験を有する者のうちから広く候補者を募り、会長が理事会の議を経て任用し、再任を妨げない。

2 専務理事の選任は、第1項の理事会終了後最初に開催される定期総会に報告する。ただし、総会まで相当の日数があるときは、総会の報告に代え文書をもって会員に通知することができる。

3 第38条の規定は、会員外の専務理事に準用する。

(役員任期)

第90条 会長、副会長、常務理事、理事及び監事の任期は、3年とし、第85条第3項の報告を行った定期総会終了の時に始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会の終了の時まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。

2 前項の副会長、常務理事及び理事のうち、第87条第1項により本会の役員となった者の任期は、地域会の会長としての任期にかかわらず、前項の任期を適用する。

3 第1項にかかわらず、第88条第1項の常務理事及び同条第2項の理事の任期は、その選任が議決された理事会の日から始まり、第1項ただし書きの定期総会の終了の時までとする。

4 会長が欠けたときは、役員選出規則の定めるところにより速やかに選任するものとする。ただし、残任期間が8か月以内のときは、これを行わないことができる。

5 副会長、常務理事、理事又は監事に欠員が生じたときは、役員選出規則の定めるところにより選任する。ただし、監事を除き、会長が会務の執行に支障がないと認めただときはこれを行わないことができる。

6 第4項又は前項の規定により当該役員が選任されたときは、その結果を、任期開始前にあっては第85条第3項の規定により定期総会に報告し、任期開始後にあっては総会の報告に代え文書をもって会員に通知するものとする。

7 第4項又は第5項の規定により選任された役員の任期はその前任者の残任期間とする。

8 役員は、辞表を提出した翌日に効力を生ずる。この場合において、会長は、第84条第2項に定める第一順位の副会長に辞表を提出するものとし、会長以外の役員は会長に辞表を提出するものとする。

(専務理事の任期)

第91条 専務理事の任期は3年とし、その始期については、第89条第1項の理事会で定める。ただし、任期中に満65歳に達する時は、満65歳に達する月の末日までとする。

2 専務理事が欠けたときは、速やかに任用するものとする。

(役員報酬)

第92条 会長及び専務理事は、その在任期間を通じ理事会が定める報酬を受けるものとする。

(理事会)

第93条 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び理事をもって構成する。

2 理事会は、会長がこれを招集する。

3 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。

4 理事会における議決は、出席者の過半数をもってする。可否同数のときは、議長が裁決する。

(理事会構成員の理事会招集請求)

第94条 理事会構成員の3分の1以上から理由及び議案を附して請求があったときは、会長は、理事会を招集しなければならない。この場合は、第72条第3項(招集通知の発送)の規定を準用する。

(理事会の審議事項)

第95条 理事会は、会務の執行を監視するとともに次に掲げる事項を審議決定するほか、事業及び会務の運営状況につき会長から定期的に報告を受けた事項及び常務理事会から付託された事項を協議するものとする。

一 事業計画案及び収支予算書案に関する事項

二 前年度の決算に係る収支計算書及び財務諸表に関する事項

三 予算額の科目間の流用又は予備費の使用

四 第88条第1項の常務理事、同条第2項の理事及び第89条の専務理事の任免に関する事項

五 重要な職員の任免に関する事項

六 総会から委任された事項

七 法第46条の9の規定による建議及び答申に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、会則及び規則によって総会に附議すべき議案及び理事会に附議することを要する事項又は会長が必要と認めた事項

(常務理事会)

第96条 常務理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

2 常務理事会は、会長がこれを招集する。

3 第93条第3項及び第4項の規定は、常務理事会について準用する。

(常務理事会の審議事項)

第97条 常務理事会は、会則に定めるところにより会務の執行に関し、次に掲げる事項を審議決定するほか、会務の執行に関する重要な事項を協議する。

一 会長、副会長、専務理事及び常務理事の会務の執行に関する事項

二 理事会及び総会に提出すべき議案に関する事項

三 官公署その他の重要な渉外に関する事項

四 各種委員会に関する重要な事項

五 前各号に掲げるもののほか、会則、規則及び細則によって常務理事会に附議することを要する事項及び会務の執行に関し会長が必要と認めた事項

(理事会及び常務理事会の運営)

第98条 理事会及び常務理事会の開催の時期及び方法は、会長がこれを定める。

2 理事会及び常務理事会の運営に関し必要な事項は、細則をもって定める。

(監事会)

第99条 監事をもって監事会を組織する。

2 監事会は、監事がその職務を遂行する上で必要な事項を審議決定する。

3 監事会は、会計監査人の選任について理事会の議を経て総会に提案し、会計監査人の報酬の額を理事会に提案するものとする。

4 監事会は、会計監査人が欠けたときは、速やかに後任を理事会の議を経て選任することができるものとする。この場合において、会員に対し文書をもって速やかに通知するとともに、その後最初に開催される総会に報告するものとする。

5 監事会は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができる。

6 監事会は、過半数の議決をもって理事会に臨時総会の開催を請求することができる。

7 監事会の運営に必要な事項は、細則をもって定める。

(総会規定の準用)

第100条 第79条第1項(議決権) , 第80条(利害関係者の排除) , 第82条(議事録) の規定は , 理事会及び常務理事会について準用する。

(役員 の 義務)

第101条 役員は , その責任の重要性に鑑み , 公認会計士の使命を認識し , 公共の利益と公認会計士制度発展のため , 会則及び規則並びに総会 , 理事会及び常務理事会の決議を遵守し , 誠実に職務を行わなければならない。

(顧問及び相談役)

第102条 会長は , 公認会計士業務の改善進歩に関し必要な事項を諮問するため学識経験を有する者のうちから , 常務理事会の議を経て , 顧問又は相談役を委嘱することができる。

- 2 顧問又は相談役の委嘱期間は , その委嘱をした会長の任期満了の時までとする。
- 3 顧問をもって会務運営諮問会議を組織する。
- 4 第38条の規定は , 顧問及び相談役に準用する。

第3節 委員会

(常置委員会)

第103条 本会に委員会規則に定める常置委員会(以下本条において「委員会」という。) を置く。

- 2 委員会は , 会長の諮問に応ずるほか , その所掌事項に関し , 必要に応じ , 会長に意見を具申すること又は常務理事の指示を受け会務の執行を補佐することができる。
- 3 委員会の種類 , 組織 , 所掌する事項 , その他必要な事項は , 委員会規則をもって定める。
- 4 委員会はその目的を達成するため , 理事会の議を経て , 助言等を求めるための機関を設けることができる。

(特別委員会)

第104条 会長は , 必要があると認めるときは , 理事会の議を経て特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の名称 , 組織 , 所掌事項及び権限は , 理事会の議を経て定め , その他必要な事項は委員会規則の定めるところによる。

第4節 支部

(地域会)

第105条 本会に , 財務省財務局及び沖縄総合事務局の管轄地域ごとに支部として一地域会を置く。ただし , 理事会の議を経てこれを二以上の地域会に分割 , 又は統合することができる。

- 2 地域会は , 地域会規約で定める地域ごとに1部会を置くことができる。

(地域会規約)

第106条 地域会は , 地域会規約を定め , これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 地域会の名称及び事務所の所在地
 - 二 地域会の事業に関する事項
 - 三 地域会所属の会員及び準会員に関する事項
 - 四 地域会事務局に関する事項
 - 五 地域会会費に関する事項
 - 六 地域会総会に関する事項
 - 七 地域会役員 の 選任に関する事項
 - 八 地域会の財務に関する事項
 - 九 前条第2項の規定に基づき部会を置くときは , 部会に関する事項
 - 十 前各号に掲げるもののほか , 地域会において必要と認める事項
- 2 地域会規約の制定又は変更は , 理事会の承認を受けなければならない。

(地域会の事業)

第107条 地域会はその地域会に所属する会員及び準会員を主たる対象として , 次の事業を行う。

- 一 会務に関する連絡事項を地域会所属の会員及び準会員に伝達し , 又は連絡事項を実施すること。

- 二 会務に関し会長から委任された事項を行うこと。
- 三 地域会所属の会員及び準会員の意見を会長に進達すること。
- 四 会長に対し建議し、又は答申すること。
- 五 会則及び地域会規約に定める目的の範囲内において適当と認める事業を行うこと。

(所属地域会)

第108条 会員及び準会員は、主たる事務所を管轄区域とする地域会に所属する。

- 2 監査法人の社員である会員で主たる事務所を有しない者にあつては、当該監査法人において主として執務する事務所をもって前項の主たる事務所とみなす。ただし、主として執務する事務所が外国にある場合には、当該監査法人の主たる事務所をもって前項の主たる事務所とみなす。
- 3 監査法人又は他の公認会計士等の事務所に勤務する会員及び準会員で主たる事務所を有しない者にあつては、当該勤務する事務所をもって第1項の主たる事務所とみなす。ただし、勤務する事務所が外国にある場合には、当該事務所の主たる事務所をもって第1項の主たる事務所とみなす。
- 4 公認会計士共同事務所の構成員で当該共同事務所の従たる事務所において主として執務する者にあつては、当該従たる事務所をもって第1項の主たる事務所とみなす。ただし、当該従たる事務所が外国にある場合には、当該主たる事務所をもって第1項の主たる事務所とみなす。
- 5 第1項から前項までの規定にかかわらず、第4条第3項第一号、第三号及び第四号の準会員の所属地域会は細則をもって定める。

(地域会役員)

第109条 地域会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 若干名
- 三 幹事 若干名
- 四 監事 若干名

(地域会役員の職務)

第110条 地域会の会長は、地域会を代表し、地域会の業務を行う。

- 2 地域会の副会長は、地域会の会長を補佐し、地域会の会長に事故があるときは、その職務を代理し、地域会の会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 地域会の幹事は、地域会の業務を分担する。
- 4 地域会の監事は、地域会業務の執行及び財務を監査し、これを地域会の総会に報告する。

(地域会の経費及び支出)

第111条 地域会の経費、その他の支出は、本会からの交付金、地域会規約で定める地域会会費、寄附金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の本会からの交付金のうち、入会金による交付金の使途については、第161条第3項及び第4項(基金繰入等)の規定を準用する。
- 3 地域会の会長は、収支予算書を作成しなければならない。
- 4 地域会の会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、収支計算書及び財務諸表を作成し、これに当該事業年度の事業報告書並びに翌事業年度の事業計画案及び収支予算書を添えて当該事業年度終了後70日以内に地域会総会の承認を得て、これを会長に報告しなければならない。
- 5 地域会が本会の名義をもって重要な資産の取得又は契約をしようとするときは、理事会の議を経て会長がこれを行う。

(会則の準用)

第112条 第32条(総会の表決権)、第33条(役員選挙権及び被選挙権)、第35条(監査法人に対する権利の制限)、第36条(準会員に対する権利の制限)、第160条(事業年度)、第164条第1項(事業計画、予算及び決算)及び第167条(予算決定前の支出)の規定は、地域会について準用する。

(地域会の名称)

第113条 地域会の名称は、当該地域名に「会」の文字を付けるものとする。

(決定事項の届出)

第114条 地域会総会の議事録、その他の重要事項は、これを会長に届け出でなければならない。

(地域会会長会議)

第115条 本会に、第107条の地域会の事業の促進を図るほか、第111条第4項の地域会からの報告の評

価を行うため、地域会会長会議を置く。

- 2 前項の評価の結果はこれを理事会に報告するものとする。
- 3 地域会会長会議は、会長、地域会の会長、専務理事及び担当常務理事をもって組織する。
- 4 地域会会長会議に、地域会の会長の互選により議長及び副議長1名を置く。
- 5 地域会会長会議の運営に必要な事項は、細則をもって定める。

第5章 研修

(継続的専門研修制度)

第116条 本会は、公認会計士としての使命及び職責を全うし、監査業務等の質的向上を図るため、法第28条の趣旨も踏まえ継続的専門研修制度により会員(監査法人を除く。)及び準会員を対象に次に掲げる研修を行う。

一 監査業務その他の公認会計士業務に関する事項

二 職業倫理及び公認会計士制度に関する事項

- 2 会員(監査法人を除く。)は、義務として、前項の研修を受けなければならない。
- 3 第1項の研修は単位制とし、会員(監査法人を除く。)は、前項の研修を受け、継続的専門研修制度に関する規則(以下本章において「規則」という。)に定める所定単位数(1事業年度に義務として取得すべき単位数)以上を履修し、本会に報告しなければならない。
- 4 研修履修結果は、会員(監査法人を含む。)に通知するものとする。
- 5 監査法人は、第2項及び第3項に定める研修の履修及び報告について、社員又は使用人である会員を監督しなければならない。
- 6 前5項のほか研修の実施に必要な事項は、規則をもって定める。

(義務不履行者に対する措置)

第117条 本会は、会員が、前条に定める継続的専門研修制度の所定単位数以上を履修せず、本会に報告しなかった場合において、規則の定めるところにより義務不履行者となったときは、規則に定める必要な措置を講ずることができる。

- 2 前項の措置は、第51条に基づく懲戒に重ねて行うことを妨げない。

(研修の免除及び必要単位数の軽減)

第118条 会員が、当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない場合又は行わないと見込まれる場合は、公認会計士法第28条に規定する研修に関する内閣府令(以下「内閣府令」という。)の定めるところに従い、規則の定める手続により研修を免除することができる。

- 2 会員が、当該事業年度において公認会計士としての業務を行わない期間が相当の部分に及ぶ場合又は及ぶと見込まれる場合は、内閣府令の定めるところに従い、規則の定める手続によりその業務実態に応じて、必要単位数を軽減することができる。

(継続的専門研修制度協議会)

第119条 本会に、継続的専門研修制度協議会(以下「CPE協議会」という。)を置く。

- 2 CPE協議会は、継続的専門研修制度の運営に関する大綱を立案し、各事業年度の実施計画を作成して運営に当たるほか、本会会長の命を受け、前条の会員の研修の免除又は必要単位数の軽減について必要な審査を行い、本会会長に報告するとともに、会員に対し免除又は軽減に関する通知を行うものとする。
- 3 CPE協議会の組織、委員の任期その他必要な事項は、規則をもって定める。

(継続的専門研修制度推進センター)

第120条 本会に、継続的専門研修制度推進センター(以下「CPE推進センター」という。)を置く。

- 2 CPE推進センターは、会員の継続的専門研修制度に対する理解を深め、履修の促進を図るために、会員の研修活動及び履修状況を的確に把握し、会員の研修活動の支援に当たるものとする。
- 3 CPE推進センターは、会長の命を受けて会員に対し継続的専門研修に関する必要な指導、勧告を行うことができる。
- 4 CPE推進センターの組織、委員の任期その他必要な事項は、規則をもって定める。

(研修費用の負担)

第121条 本会は、第116条第1項各号に掲げる研修に要する費用の全部又は一部を研修に参加した者

に負担させることができる。

第6章 品質管理のレビュー

(品質管理レビュー)

第122条 本会は、法第46条の9の2の趣旨を踏まえ、監査業務の公共性に鑑み、会員の監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、もって監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理状況をレビューし、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける(以下「品質管理レビュー」という。)

2 品質管理レビューは、指導的性格を有するものであり、摘発又は懲戒を目的とするものと解してはならない。

3 次の各号のいずれかに該当する者と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人は、品質管理委員会規則(以下本章において「規則」という。)に定めるところにより、品質管理レビューを受けなければならない。

一 会計監査人設置会社(資本金の額、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額その他の事項を勘案して規則で定める者を除く。)

二 証券取引法第193条の2第1項の規定により監査証明を受けなければならない者(規則で定める者を除く。)

三 銀行法第2条第1項に規定する銀行

四 長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行

五 保険業法第2条第2項に規定する保険会社

六 前各号に掲げる者に準ずる者として規則で定める者

4 前項の品質管理レビューを受ける公認会計士又は監査法人(第139条第2項に基づくレビューを受けることとなった公認会計士又は監査法人を含む。)は、第123条に規定する品質管理委員会が効率的かつ適切に品質管理レビューを実施できるように全面的に協力しなければならないものとし、品質管理委員会が必要と判断したすべての記録、書類及びその他の情報を品質管理委員会に提出し、品質管理委員会からの書面又は口頭による質問に対して遅滞なく回答しなければならない。

5 第3項の品質管理レビューを受けた公認会計士又は監査法人(第139条第2項に基づくレビューを受けた公認会計士又は監査法人を含む。)は、第1項の勧告を受けたときは、速やかに当該勧告に応じた改善措置を講じなければならない。

(品質管理委員会の設置、職務及び権限)

第123条 本会に、前条第1項の目的を達成し、かつ、第7章に定める上場会社監査事務所の登録に関する事項を所掌するため、品質管理委員会を置く。

2 品質管理委員会は、その職務を遂行するため、品質管理レビューの対象となる公認会計士若しくは監査法人から報告を徴し、又は当該公認会計士若しくは監査法人に質問をし、かつ資料の提示若しくは提出を求めることができる。

3 品質管理委員会は、品質管理レビューを通じて、公認会計士若しくは監査法人が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は公認会計士若しくは監査法人の本会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その旨を本会の会長に報告する。当該報告を受けた会長は第70条に基づく勧告又は指示のほか適切な措置を講ずるものとする。

4 品質管理委員会は、第125条第1項の品質管理審議会にその活動状況を定期的に報告する。

5 品質管理委員会は、第125条第3項の品質管理審議会からの勧告を付して委員会の活動状況を本会の会長に報告する。

6 本会の会長は、前項の報告の概要を常務理事会の議を経て公表する。

7 品質管理レビューの実施に必要な事項及び品質管理委員会の職務に必要な事項は、規則をもって定める。

(品質管理委員会の組織)

第124条 品質管理委員会は、会長及び委員31名以内をもって組織する。

2 品質管理委員会の会長は、本会の会長が指名する副会長をもってこれに充てる。

3 品質管理委員会の委員は、会長が常務理事会の議を経て、会員（監査法人は除く。）のうちから委嘱する。

（品質管理審議会）

第125条 本会に、品質管理委員会の適切な運営に資するため、品質管理審議会を置く。

2 品質管理審議会は、本会の会員3名以内及び会員外の学識経験を有する者6名以内をもって組織する。

3 品質管理審議会は、第123条第4項に基づく品質管理委員会からの報告を受けて、第122条第1項に規定する品質管理レビューが適切に行われているかどうかを検討、評価し、その結果を品質管理委員会に勧告するほか、第7章に定める上場会社監査事務所の登録に関する事項を所掌する。

4 品質管理審議会に予備委員を置く。

5 品質管理審議会の委員及び予備委員の選任は理事会が行い、会長がこれを委嘱する。

6 品質管理審議会の委員及び予備委員は、品質管理委員会の会長又は委員を兼ねることはできない。

7 品質管理審議会の運営に必要な事項は、品質管理審議会規則をもって定める。

（会則の準用）

第126条 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）、第139条第8項及び第9項（任期）の規定は、品質管理委員会及び品質管理審議会について準用する。

第7章 上場会社監査事務所の登録

（上場会社監査事務所部会の設置）

第127条 本会は、上場会社（第122条第3項第二号に定める者のうち、証券取引所に上場していない者を除く。以下本章において同じ。）と監査契約を締結している公認会計士又は監査法人（以下本章において「上場会社監査事務所」という。）の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図るため、上場会社監査事務所部会を本会の品質管理委員会に置く。

2 前項の上場会社監査事務所部会に、上場会社監査事務所名簿、未登録監査事務所名簿及び準登録事務所名簿を備え、これらを開示する。

（登録の申請）

第128条 上場会社監査事務所及び上場会社監査事務所登録規則（以下本章において「規則」という。）に定める公認会計士又は監査法人（以下本章において「上場会社監査事務所等」という。）は、規則に定めるところにより、上場会社監査事務所部会への登録を品質管理委員会に申請しなければならない。

2 登録を申請する上場会社監査事務所等は、登録申請書、誓約書その他規則に定める書類を品質管理委員会に提出しなければならない。

3 品質管理委員会は、金融庁長官の行う懲戒処分等を受けた上場会社監査事務所等から登録の申請があったときは、規則に定めるところにより申請の受付を一定期間留保する。

（登録の審査、審議等）

第129条 品質管理委員会は、登録の申請を受け付けたときは、規則に定めるところにより、上場会社監査事務所部会への登録について審査し、その結論案を品質管理審議会に具申するものとする。

2 品質管理審議会は、前項の結論案を審議し、登録の可否を決定する。

3 品質管理委員会の審査及び品質管理審議会の審議に当たっては、規則に定めるところにより、品質管理レビューの結果等を踏まえ、登録の申請のあった上場会社監査事務所等の監査の品質管理の状況について、監査に関する品質管理基準等に基づき、公正かつ適切に判断しなければならない。

4 品質管理委員会は、第134条第2項の報告を受けたときは、上場会社監査事務所部会に登録が認められた上場会社監査事務所（以下本章において「登録監査事務所」という。）を、遅滞なく上場会社監査事務所名簿に登録し、規則に定める事項を開示するものとする。

（登録監査事務所の義務）

第130条 登録監査事務所は、本会が定める登録監査事務所の規約を遵守しなければならない。

（登録監査事務所に対する措置）

第131条 品質管理委員会は、品質管理レビューを通じて、登録監査事務所の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、監査の品質管理の状況の整備等を促すための措置について審査し、

- 措置を講じる必要があると判断したときは、その結論案を品質管理審議会に具申するものとする。
- 2 品質管理審議会は、前項の結論案を審議し、その措置内容等を決定する。
 - 3 第1項の措置は、次の4種とする。なお、これらの措置は重ねて行うことを妨げない。
 - 一 注意
 - 二 本会が行う継続的専門研修の履修指示
 - 三 品質管理レビューによる限定事項等の概要の開示
 - 四 上場会社監査事務所部会の登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示
 - 4 第129条第3項の規定は、規則に定めるところにより、第1項及び第2項に係る判断について準用する。
 - 5 品質管理委員会が、第134条第2項に基づき、本条第3項第三号又は第四号の措置を通知した旨の報告を受けたときの開示の手続は、次の各号による。
 - 一 第3項第三号の措置
上場会社監査事務所名簿への措置の概要の記載
 - 二 第3項第四号の措置
上場会社監査事務所名簿からの抹消及び未登録
監査事務所名簿への措置の概要の記載
 - 6 品質管理委員会は、第129条第3項の審査に当たっての品質管理レビューにおいて、登録の申請があった上場会社監査事務所等の監査の品質管理の状況等に相当な疑念が生じた場合は、本条（第3項第四号及び第5項第二号を除く。）を準用し、必要な措置を講じることができる。
（懲戒処分等を受けた登録監査事務所の取扱い）
- 第132条 品質管理委員会は、登録監査事務所が金融庁長官の行う懲戒処分等を受けたときは、規則に定めるところにより、次の各号に定めるとおり取り扱うものとする。
- 一 金融庁長官の行う監査法人に対する業務の全部の停止処分若しくは解散命令又は公認会計士に対する登録抹消若しくは業務停止の懲戒処分を受けた場合
上場会社監査事務所部会の登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示
 - 二 前号以外の懲戒処分等を受けた場合
懲戒処分等を受けた旨の開示
- 2 品質管理委員会は、前項の取扱いを行う場合は、遅滞なく会長及び品質管理審議会に報告し、会長から当該上場会社監査事務所に通知した旨の報告を受けたときの開示の手続は、次の各号による。
 - 一 前項第一号に該当する場合
上場会社監査事務所名簿からの抹消及び未登録
監査事務所名簿への取扱いの概要の記載
 - 二 前項第二号に該当する場合
上場会社監査事務所名簿への取扱いの概要の記載
 - 3 前項の会長の手続は、第134条第2項を準用する。
（未登録監査事務所の取扱い）
- 第133条 品質管理委員会は、上場会社監査事務所が次の各号に該当する場合は、当該上場会社監査事務所の名称、その旨その他規則に定める事項を開示する旨の結論案を品質管理審議会に具申するものとする。
- 一 第128条に定める登録を申請しない上場会社監査事務所
 - 二 第128条に定める登録を申請したが、登録が認められなかった上場会社監査事務所
- 2 品質管理審議会は、前項の結論案を審議し、その取扱いを決定する。
 - 3 品質管理委員会は、第134条第2項に基づき、本条第2項の取扱いを通知した旨の報告を受けたときは、遅滞なく未登録監査事務所名簿に記載し第1項に定める事項を開示するものとする。
（会長による通知及び効力の発生時期）
- 第134条 品質管理審議会は、第129条第2項に定める登録の可否、第131条第2項に定める措置内容及び第133条第2項に定める取扱いを決定したときは、会長に報告するものとする。
- 2 会長は、前項の報告を受けた場合は、当該上場会社監査事務所にその旨を通知し、通知した旨を品質管理委員会に報告しなければならない。
 - 3 品質管理審議会が決定した事項は、会長が当該上場会社監査事務所に通知したときからその効力

を有する。

- 4 第131条第5項、第132条第2項及び第133条第3項に定める開示を取り止める場合の手続は、規則において定める。

(準登録事務所)

第135条 上場会社監査事務所に該当しない公認会計士又は監査法人は、上場会社を監査する意向がある場合には、その監査の品質管理の状況を明らかにすることにより、準登録事務所として、上場会社監査事務所部会への登録を品質管理委員会に申請することができる。

- 2 登録を申請する公認会計士又は監査法人は、登録申請書、誓約書その他規則に定める書類を品質管理委員会に提出しなければならない。
- 3 品質管理委員会は、前項の書類を確認し、登録を決定するものとし、その結果を会長及び品質管理審議会に報告しなければならない。
- 4 準登録事務所は、本会が定める準登録事務所の規約を遵守しなければならない。
- 5 準登録事務所の登録の手続その他必要な事項は、規則をもって定める。

(不服申立)

第136条 上場会社監査事務所は、第129条に定める登録、第131条に定める措置及び第133条に定める取扱いに不服がある場合は、規則に定めるところにより、品質管理審議会に不服申立をすることができる。

- 2 前項の不服申立は、第134条第3項に定める効力の発生を妨げない。

(規則への委任)

第137条 上場会社監査事務所部会の登録及び運営に必要な事項、並びに品質管理委員会及び品質管理審議会の職務及び運営に関する事項は、この会則に定めるもののほか、規則、品質管理委員会規則及び品質管理審議会規則をもって定める。

第8章 監査業務の審査

(監査業務の審査)

第138条 本会は、会員の監査業務の適正な運用発展を図るため、会員の監査実施状況(ただし、品質管理レビューに関する事項は除く。以下、本章において同じ。)及び監査意見の妥当性について審査を行い、必要な措置をとるものとする。

- 2 前項の目的を達成するため、本会に監査業務審査会を置く。

(監査業務審査会の職務及び組織)

第139条 監査業務審査会の職務は次の各号に掲げる事項とする。

- 一 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査し、必要と認めたときは第70条に基づき会員に勧告又は指示することを会長に意見具申すること。
 - 二 会員の監査実施状況及び監査意見の妥当性について調査し、監査制度に重要な関わりがあると認めたときは監査問題特別調査会の設置を会長に意見具申すること。
 - 三 会員の倫理に関わる案件について調査し、必要と認めたときは第70条に基づき会員に勧告又は指示することを会長に意見具申すること。
 - 四 前3号の調査の結果、綱紀審査会に事案の審査を要請する必要があると認めたときは綱紀審査会への審査要請を会長に意見具申すること。
- 2 監査業務審査会は、その調査する案件に関し、監査を遂行する主体としての公認会計士又は監査法人の品質管理体制に重大な問題があると認められる事項が発見された場合には、その旨を会長に報告する。当該報告を受けた会長は、品質管理委員会に対し、第122条第1項に準じたレビューその他の必要な措置を指示するものとする。
 - 3 監査業務審査会は、調査に必要と認めたときは、会員及び準会員から報告を徴し、又は質問をし、かつ資料の提出を求めることができる。
 - 4 監査業務審査会は、第142条第1項の監査業務モニター会議にその活動状況を定期的に報告する。
 - 5 監査業務審査会は、委員15名以内をもって組織する。
 - 6 監査業務審査会の委員長は、委員のうちから本会の会長が指名する。
 - 7 監査業務審査会の委員は、本会の会長が常務理事会の議を経て、役員(監事を除く。)のうちか

- ら委嘱する。ただし、会長が必要と認めたときは、会員のうちから常務理事会の議を経て委嘱することができる。
- 8 監査業務審査会の委員の任期は3年とし、第85条第3項に規定する定期総会終了後最初に開催される理事会の翌日から始まる。ただし、就任後第3回目の定期総会終了後最初に開催される理事会の日まで、任期を短縮し、又は伸長するものとする。
 - 9 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 10 監査業務審査会の職務、権限その他、必要な事項は監査業務審査会規則をもって定める。
 - 11 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）及び第80条（利害関係者の排除）の規定は、監査業務審査会について準用する。

（改善措置）

第140条 前条の勧告又は指示を受けた会員は、速やかに当該勧告等に応じた改善措置を講じなければならない。

2 監査業務審査会は、前項の改善措置の状況につき当該会員から報告を受け確認するものとする。

（監査問題特別調査会の設置、職務及び権限）

第141条 会長は、監査制度に重要な関わりがあると認めた事案について、その問題の所在の把握と必要とされる措置を調査するため、理事会の議を経て、監査問題特別調査会を置くことができる。

2 監査問題特別調査会は、前項に掲げる事案を調査し、必要な措置を会長に意見具申することを職務とする。

調査結果の概要は理事会及び第142条第1項に規定する監査業務モニター会議に報告するものとし、必要に応じてこれを公表することができる。

3 監査問題特別調査会は、前項の職務を遂行するため、会員及び準会員から報告を徴し、又は質問をし、かつ資料の提出を求めることができる。

4 監査問題特別調査会の組織その他必要な事項は、監査問題特別調査会規則をもって定める。

5 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）及び第80条（利害関係者の排除）の規定は、監査問題特別調査会について準用する。

（監査業務モニター会議）

第142条 本会に、本会の監査業務の審査の適切な運営に資するため、監査業務モニター会議を置く。

2 監査業務モニター会議は、本会の会長が指名する本会の会員1名及び本会の会長が常務理事会の議を経て委嘱する学識経験を有する者5名以内をもって組織する。

3 監査業務モニター会議は、第52条第4項、第56条第6項、第139条第4項及び第141条第2項に基づく綱紀審査会、不服審査会、監査業務審査会及び監査問題特別調査会からの報告を受けて、本会の綱紀事案の処理及び監査業務の審査が適切に行われているかどうかを検討、評価し、その結果を当該各機関に提言すること及び当該各機関が取り扱った事案の概要の公表を本会の会長に提言することを職務とする。

4 前項の提言を受けた当該各機関は、当該提言に基づきその業務の改善に努めなければならない。

5 会長は、第3項の提言を参考に、常務理事会の議を経て事案の概要を公表するものとする。

6 監査業務モニター会議の運営に必要な事項は、監査業務モニター会議規則をもって定める。

7 第22条第3項（議事の非公開）、第23条（秘密を守る義務）、第80条（利害関係者の排除）、第139条第8項及び第9項（任期）の規定は、監査業務モニター会議について準用する。

第9章 後進育成

第1節 実務補習

（実務補習所における実務補習）

第143条 本会に実務補習所を設置し、法第16条第1項の実務補習を行う。

2 実務補習所の設置及び運営に関し必要な事項は、細則をもって定める。

3 実務補習の実施に関し必要な事項は、「実務補習規則」（内閣府令）に基づき、本会が定める実務補習規程による。

(他の実務補習団体等による実務補習)

第144条 本会は、実務補習の実施において必要があると認めるときは、他の実務補習団体等に必要な連絡調整を行う。

(実務補習協議会の設置及び職務)

第145条 本会に実務補習協議会を置く。

2 実務補習協議会は、各実務補習所を統括し、実務補習所の運営に関する大綱を立案するほか、実務補習全般の企画指導並びに前条に規定する他の実務補習団体等への連絡調整の任に当たる。

(実務補習協議会の組織)

第146条 実務補習協議会は、会長、担当常務理事及び委員をもって組織する。

2 実務補習協議会の会長は、本会の会長を、委員には、会則第143条第2項の細則で定める各実務補習所の所長及び実務補習所運営委員会の各正副委員長をもってこれに充てる。

第2節 修了考査

(修了考査の実施)

第147条 本会は、法第16条第7項に規定する実務補習を修了したことを確認するための修了考査を行う。

2 修了考査の実施に必要な事項は、細則をもって定める。

(修了考査の受験手数料)

第148条 修了考査を受験しようとする者は、受験手数料として2万円を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、受験申込を取り消した場合又は受験しなかった場合においても、これを返還しない。

(修了考査運営委員会の設置、職務等)

第149条 本会に前条の修了考査を行わせるため、修了考査運営委員会を置く。

2 修了考査運営委員会は、委員10名以内をもって組織する。

3 修了考査運営委員会の委員は、常務理事会の議を経て会長が委嘱する。

4 修了考査運営委員会に修了考査問題の作成及び採点を行わせるため、出題委員を置く。

5 修了考査運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、細則をもって定める。

(会則の準用)

第150条 第22条第3項(議事の非公開)、第23条(秘密を守る義務)、第139条第8項及び第9項(任期)の規定は、実務補習協議会及び修了考査運営委員会の委員について準用する。

第3節 会計士補会

(設置、組織及び目的)

第151条 本会に会計士補会を置く。

2 会計士補会は準会員(第4条第3項第一号の準会員を除く。以下本条において同じ。)をもって組織する。

3 会計士補会は、次に掲げる事項を目的として活動を行うものとする。

一 公認会計士となるのに必要な技能を修得するための研修を行うこと。

二 準会員制度の改善に資するための研究を行うこと。

三 準会員の教養と品位の保持向上に努めること。

四 準会員が行う公認会計士又は監査法人の業務の補助業務等の改善進歩を図ること。

五 準会員相互の連絡調整を図ること。

(会計士補会幹事)

第152条 会計士補会に幹事若干名及び代表幹事3名を置き、会計士補会において選任する。

(決定事項の届出)

第153条 会計士補会は、その運営に関し会計士補会規約を定めたとき、その他会計士補会において決定した重要事項は、これを会長に届け出でなければならない。

第10章 会費及び会計

第1節 入会金，施設負担金及び会費

(入会金)

第154条 本会の会員となった者は，入会金として金4万円を本会に納付しなければならない。

2 準会員となった者は，入会金として金1万円を本会に納付しなければならない。ただし，現に会員である者が，第4条第3項第一号の準会員となる場合には納付を要しない。

3 準会員が第29条第1項の規定に該当し，会員となったときは，第1項に定める額と第2項に定める額との差額を納付しなければならない。

(施設負担金)

第155条 本会の会員となった者は，前条の入会金のほか，施設負担金として金5万円を本会に納付しなければならない。

(会費)

第156条 会員及び準会員は，普通会費，業務会費及び臨時会費を負担しなければならない。

2 普通会費の額は次のとおりとする。

会員 月額 5,000円

準会員 月額 1,250円

3 業務会費は，法第2条第1項の業務に係る契約（以下「監査契約」という。）及び会費規則で定める業務に係る契約を行った会員に対し，次の各号に掲げる区分に従い賦課するものとする。

一 会社法に基づく監査契約（以下「会社法監査契約」という。），証券取引法に基づく監査契約又はこれらに準ずるものとして会費規則で定める監査契約が行われたときの業務会費は，その業務に係る各事業年度の監査報酬の額（消費税を含まない額。以下，本項において同じ。）に対し，次の表に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に右欄の率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。この場合において，会社法監査契約又はこれに準ずるものとして会費規則で定める監査契約が証券取引法に基づく監査契約又はこれに準ずるものとして会費規則で定める監査契約と重複するときは，前段の規定の適用については，これを一契約とする。

なお，事業年度が6か月以内の場合表(1)を，事業年度が6か月を超え1年以内の場合表(2)を適用する。

表 (1)

250万円以下の金額	1.5%
250万円を超え500万円以下の金額	1.2%
500万円を超え750万円以下の金額	1.0%
750万円を超える金額	0.8%

表 (2)

500万円以下の金額	1.5%
500万円を超え1,000万円以下の金額	1.2%
1,000万円を超え1,500万円以下の金額	1.0%
1,500万円を超える金額	0.8%

二 会費規則第5条第3項に定める監査契約が行われたときの業務会費は，その業務に係る監査報酬の額の1%とする。

三 会費規則第6条に定める業務に係る契約が行われたときの業務会費は，その業務に係る報酬額の1%とする。

四 会員の監査業務の質的水準の維持，向上を目的として本会が実施する第6章の監査の品質管理レビューに要する支出に充てるため，前各号の監査契約のうち会費規則で別に定める会社等に係る監査契約が行われたときは，前各号により算出した金額に10%を乗じた金額を別途加算する。

4 業務会費を負担する会員は，業務会費の納入に添えて，会費規則に定める事項を記載した計算書を提出しなければならない。

5 臨時会費は，臨時特別の支出に充てるため賦課するものとし，その額及び納期は総会の決議によ

りこれを定める。

(地域会会費の負担)

第157条 会員及び準会員は、前条の会費のほか、地域会規約の定めるところにより地域会会費を負担しなければならない。

(会費の免除等)

第158条 会長は、必要があると認めるときは、会費を徴収猶予、減額又は免除することができる。

2 前項に関する事項については、会費規則をもって定める。

(会費規則)

第159条 この会則に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、会費規則をもって定める。

第2節 会計及び資産

(事業年度)

第160条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費及び支出)

第161条 本会の経費、その他の支出は、会費、入会金、施設負担金、寄附金、その他の収入をもって支弁する。

2 入会金のうち、その4分の1に相当する額は、その会員又は準会員が所属すべき地域会に交付する。

3 入会金のうち前項以外の部分は、本会の基金に繰り入れるものとする。

4 前項の基金の用途は、総会の決議を経て特定の資産の取得又は経常支出以外の特別の場合の支出に充てるものとする。

(事業計画案、収支予算書、収支計算書及び財務諸表の作成及び会計規則)

第162条 会長は、事業計画案及び収支予算書を作成しなければならない。

2 会長は、事業年度の末日をもって決算を行い、収支計算書及び財務諸表を作成しなければならない。

3 収支予算書、収支計算書及び財務諸表の作成、予算管理その他会計に関する必要な事項は、会計規則の定めるところによる。

(財産の管理)

第163条 本会の財産は、会長が管理する。

2 本会の重要な財産は、総会において、出席した会員及び準会員(第4条第3項第二号の準会員に限る。)の3分の2以上の同意がなければ処分することができない。

3 地域会に属する財産は、本会の会長が地域会の会長と共同して管理する。

(事業計画、予算及び決算)

第164条 会長は、定期総会に事業計画案、収支予算書並びに前年度の決算に係る収支計算書及び財務諸表を提出して、その承認を求めなければならない。

2 前項の収支計算書及び財務諸表については、会計監査人の監査を受けなければならない。

(会計監査人の資格及び任期)

第165条 会計監査人は、会員でなければならない。

2 会計監査人が、次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、監事会は理事会の議を経て解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 会長、副会長及び財務を担当する常務理事と利害関係を有する者は、会計監査人となることができない。

4 会計監査人の任期は、選任が決議された定期総会終了の時から次の定期総会の終了の時までとする。

5 前項の規定にかかわらず、第99条第4項により選任された会計監査人の任期は、選任が決議された理事会の終了の時から、その後最初に開催される定期総会の終了の時までとする。

(会計監査人の権限及び義務)

第166条 会計監査人は、いつでも第164条第2項に掲げる収支計算書及び財務諸表の閲覧及び謄写をし、又は担当役員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

2 会計監査人は、定期総会に出席して職務に関し説明又は報告することができる。

3 会計監査人は、その職務を行うに当たり、役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは会則等に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監事会に報告しなければならない。

(予算決定前の支出)

第167条 予算が決定するまでの支出は、前年度の予算に従う。

(補正予算)

第168条 会長は、予算の成立後において、予算の補正が必要となったときは、理事会の議を経て、補正予算を編成することができる。

2 前項の場合は、臨時総会において、その承認を受けなければならない。

(公告及び開示)

第169条 本会は、第164条第1項の承認を受けた貸借対照表及び収支計算書の要旨を官報をもって公告するものとする。

2 本会は、第164条第1項の承認を受けた事業計画書、収支予算書、収支計算書、財務諸表、監事の意見書及び事業報告書を、事務所に備え置き、5年間、一般の閲覧に供するものとする。

第11章 リサーチ・センター及び事務局

第1節 リサーチ・センター

(設置及び職務)

第170条 本会にリサーチ・センターを置く。

2 リサーチ・センターは、次の事項を所掌するものとする。

- 一 会員の監査業務に関する審理
- 二 会員の業務に関する調査研究及び相談並びに情報の提供
- 三 図書資料の収集及び管理
- 四 その他会長が必要と認めた事項

(リサーチ・センター研究員)

第171条 リサーチ・センターにリサーチ・センター研究員(以下「研究員」という。)を置く。

2 研究員は、その所掌事項に関し、会議に出席して報告若しくは説明をし、又は意見を述べることができる。

3 研究員の任免は、常務理事会の議を経て、会長がこれを行う。

4 研究員は、その公的使命を認識し、本会の目的達成に奉仕するため法令、会則及び諸規則に従い、中正かつ誠実に職務を行わなければならない。

5 研究員は、職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。研究員でなくなった後であっても同様とする。

(費用の負担)

第172条 本会は、第170条第2項第二号の情報の提供に要する費用の全部又は一部を情報の提供を受けた者に負担させることができる。

第2節 事務局

(事務局)

第173条 本会に事務局を置く。

2 事務局は、本会の会務に関する通常の事務を行うほか、会員及び準会員の業務に資するため、調査、統計及び資料の作成並びにリサーチ・センターの職務に関する事務を行う。

3 事務局の職制、その他必要な事項は、細則をもって定める。

(部長)

第174条 専務理事の下に部長若干名を置く。

- 2 部長は、専務理事の定めるところにより本会(地域会を除く。)の事務を分掌し、職員を指揮する。
- 3 部長は、会議に出席してその所掌事務に関し報告若しくは説明をし、又は意見を述べることができる。
- 4 部長の分掌その他必要な事項は、別に定める。

(服務)

第175条 部長及び職員は、その公的使命を認識し、本会の目的達成に奉仕するため法令、会則及び諸規則に従い、中正かつ誠実に職務を行わなければならない。

(秘密を守る義務)

第176条 部長及び職員は、職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らし、又は窃用してはならない。部長又は職員でなくなった後であっても同様とする。

(地域会事務局)

第177条 地域会は、本会の指示又は連絡に基づく事項及び地域会の事務を行わせるため、地域会事務局を設けることができる。

- 2 地域会事務局に必要な事項は、地域会規約をもって定める。

(地域会事務局の職員)

第178条 第175条及び第176条の規定は、地域会事務局の職員について準用する。

附 則(平成18年12月11日改正)

- 1 この改正規定は、金融庁長官の認可のあった日(平成19年2月2日)から施行する。

ただし、平成18年7月4日改正規定のうち、施行日現在において未施行の規定の施行日は、附則(平成18年7月4日改正)の定めるところによる。

- 2 第123条第1項及び第3項、第125条第2項から第7項まで、第127条から第137条までの改正規定については、平成19年4月1日から適用する。
- 3 前項の適用日において、第127条第1項に定める上場会社と監査契約を締結している上場会社監査事務所の登録の申請に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 4 第125条の改正規定に基づく選任は、第2項にかかわらず、適用日前行うことを妨げない。
- 5 改正前の第88条の3第2項の規定に基づき選任された品質管理審議会の委員の任期は、第2項の適用日の前日までとする。改正後の委員の当初の任期の始期は、第126条の規定にかかわらず、第2項の適用日とし、その終期は平成19年の定期総会終了後最初に開催される理事会の日までとする。
- 6 第44条及び第50条第1項第三号の改正規定は、会員が施行日以後に行った財務書類の監査業務に係る行為について適用し、会員が施行日前行った財務書類の監査業務に係る行為については、なお従前の例によるものとし、改正前の倫理規則第15条を適用する。